

令和3年9月9日

橿原市学校体育施設開放事業  
利用団体各位

橿原市役所 スポーツ推進課

### 橿原市学校体育施設開放事業における施設利用の一部制限（延長）について

平素は、橿原市学校体育施設開放事業についてご理解ご協力を賜り、誠に有難うございます。

このことについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本事業につきまして施設利用の一部制限しているところですが、下記のとおり当面の間制限を延長することとしましたので、お知らせします。

利用団体の皆さまにおかれましては、ご不便をおかけしまして大変心苦しい限りではございますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 記

1. 対象施設 市内小学校及び中学校の学校体育施設（屋内及び屋外施設）

1. 利用可能団体 中学生以下の市民が主体で活動をしている団体（別紙参照）

#### 1. 利用条件

- ・利用可能な者は、市内在住者に限る。
- ・利用者は中学生以下のみで構成し、監督・コーチ等指導者を含む大人は、運営上必要最小限の参加とし、保護者は送迎以外、校内へ入場できないこととする。
- ・利用可能時間は、原則として平日1時間程度、週休日・祝日2時間程度とする。
- ・感染防止対策を講じた上で、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動すること。
- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないこと。
- ・対象施設内において、練習試合を含む対外試合、他団体との合同練習等は不可とする。

※期間等、変更が生じた場合は速やかにご連絡いたします。

1. 期 間 令和3年9月1日から当面の間  
**※再開する場合は、別途通知します。**

【問合せ先】〒634-0075 橿原市小房町11-5

橿原市役所 魅力創造部

文化・スポーツ局 スポーツ推進課

TEL: 0744-29-8019 / Email: sports@city.kashihara.nara.jp

【別紙】 利用可能団体について

団体	利用可否	備考
利用者が小・中学生以下のみの団体	利用可	指導者は必要最低限の人数とする。
利用者が高校生以上のみの団体	利用不可	
利用者が子どもから大人まで混在する団体	利用不可	ただし、小・中学生以下と必要最低限の指導者のみに限定する場合は、利用可とする。